為見DE貢献®

~IKUKO のつぶやき~



2022 年 9 月 1 日 発行所 オールフォーワングループ

国松司法書士法人 行政書士国松偉公子事務所 オールフォーワン土地家屋調査士事務所

〒1850021 東京都国分寺市南町三丁目 22番2号 ゼルコバビル 4階 TELO423000255 faxO423000256 office@kunimatu.jp



Ikuko

Inflexible

「**百折不撓**」 幾度失敗して も志を曲げな いこと 今年の夏は暑かったですね。温暖化で毎年このような暑さが続くかと思うと気が滅入りますが、そういうものだと割り切って日々暮らしていくしかないかと開き直ることも重要だと考えることにしています。

さて、今回は令和3年度の後見関係の申立動機についてまとめています。いつも思うことは、成年後見を利用する際の動機は重要だということです。なぜかというと、その動機のためにご本人の能力が回復するまで、あるいはご本人が亡くなられるまで後見人等は任務を終えられず、関係者はこの制度に長期間拘束されてしまうからです。まずは申立するのかしないのかを慎重に見極めて、どう舵を切るか考えなければなりません。

実は、法務省は民法改正に向けた検討を始めています。現在の仕組みでは、利用を始めると原則、途中でやめたり後見人等を替えたりすることができないため、必要な時だけ使えるようにするほか、後見人等を柔軟に交代できるようにする方向です。政府は令和8年度までに民法など関連法案の国会提出を目指しています。実現すれば、制度が始まってから初の大幅な改正となります。成年後見制度を利便性の高いものにすれば、現状より利用が促進されると考えられます。

★成年後見等では・・・・★

財産管理について、定期報告時に財産目録を作成して収支状況を取りまとめます。

通帳の数字を確認して作成するため、出入金で通帳に記された金額と領収書等の金額が一致している場合は確認が容易ですが、まとめて引き出したり、通帳に記載された項目が社名だけだったりすると詳細が分からなくなる恐れもあります。

そのため、これまでは必要な要件ごとに(1件ごとに)対応する方法で進めていましたが、最近は金融機関によっては硬貨での出入金に手数料が掛かるなど仕組みが変わり、管理が難しくなっているなぁと実感します。

とはいえ、現状に合わせて今後も できるだけ工夫して、適切な対応に 努めたいと考えております。

YouTube

國松偉公子の 相続相談室 (*^O^*)



★LINE★ 国松司法書士法人

友だち登録を どうぞよろしく!



IKUKOの三識 ~知識~見識~胆識

成年後見関係事件の概況=令和3年1月~12月より

下記は、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任の終局事件を対象としたグラフです。

主な申立の動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで身上保護(<mark>身上監護ともいいますが、対象者の生活や療養看護に関する事務のことを指します。 この事務とは法律行為のことであって、直接的な身体介護等は含まれません</mark>)となっています。

対象族後見人が(家族)が財産管理を行う場合、少々難しいのは、「本人と後見人の財布を分けることが必要である」ことです。つまり、夫の成年後見人に妻がなった場合は、夫の収入のうち妻の生活費にする部分についてきちんと区分けをする必要があるということです。

例えば⇒被後見人である夫の預金口座から、随時必要なお金の引出をすること 必要に応じて引き出してしまうと、区分けが曖昧になってしまいます。 **この場合は、あらかじめ毎月の必要額を計算して、」回に当月分を引き出す方が良いでしょう。** あくまで常識の範囲内で考えますが判断が難しい場合は裁判所に相談します。

